

葛飾区事業所内保育事業認可・確認、及び設備及び運営の基準に関する事務取扱要領（30 葛子育第931号子育て支援部長決裁）

（目的）

- 第1条 この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項の規定に基づく事業所内保育事業の認可(以下「認可」という。)及び認可内容の変更等、並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第43条第1項の規定に基づく確認及び支援法第44条の規定に基づく確認内容の変更等について、法、支援法、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)、葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号。以下「条例」という。)、葛飾区児童福祉法施行細則(昭和39年規則27号。以下「細則」という。)及び「葛飾区家庭的保育事業等の化学物質対策等の基準を定める要綱（29 葛子育第1004号部長決裁。以下「要綱」という。）」で定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。
- 2 この要領は、前項に基づく基準により認可・確認された事業所内保育事業所における設備及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、葛飾区内の事業所内保育事業所の適正な運営確保を目的とする。

（事業所内保育事業者の基準）

- 第2条 事業所内保育事業者の認可及び運営に関する基準は、法、支援法、規則、府令、省令、条例、細則、要綱のほか、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下、「施行令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）、葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）を基準とする。

（用語の定義）

- 第3条 この要領における用語の定義は、法、支援法、規則、施行令、府令、省令、条例、細則、及び要綱で使用する用語の例による。

（定員等）

- 第4条 事業所内保育事業者は、省令第42条に基づき、次の表に掲げる「利用定員数」の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて、同表右欄に定める「その他の乳児又は幼児の数」以上の定員枠（以下、「地域利用枠」という。）を設けなくてはならない。
- なお、地域利用枠の対象となる乳幼児は、原則として、支援法第19条第1項第3号に規定された、当該年度4月1日時点において満3歳未満の葛飾区の保育認定を受けた乳幼児とする。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数 (地域利用枠)	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数 (地域利用枠)
1人以上 5人以下	1人	26人以上 30人以下	7人
6人以上 7人以下	2人	31人以上 40人以下	10人
8人以上 10人以下	3人	41人以上 50人以下	12人
11人以上 15人以下	4人	51人以上 60人以下	15人
16人以上 20人以下	5人	61人以上 70人以下	20人
21人以上 25人以下	6人	71人以上	20人

※例：利用定員16人の場合、そのうち5人は地域利用枠となる。

- 2 事業所内保育事業所の地域利用枠の定員は、府令第37条第2項に関わらず、年齢別に設定す

るものとする。

- 3 事業所内保育事業において、地域利用枠を除いた定員（以下、「従業員枠」という。）については、当該事業所内保育事業所を設置する事業所の事業者（又は事業団体等）が、府令第39条第2項及び第3項を踏まえ、利用者を決定することができる。
- 4 従業員枠の利用を希望する者は、法第6条の3第12項第1号及び第2号に基づき、当該乳幼児の親権者又は監護者の居住地の自治体による、保育の認定を受けなければならない。

（事業所内保育事業者の外部評価）

第5条 事業所内保育事業者は、省令第5条第4項に基づき、概ね5年に1回外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（保育所等との連携）

第6条 事業所内保育事業者は、省令第6条に基づき、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、事業所内保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認可保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業所内保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（事業所内保育事業者の都合により保育を提供することができない場合に、当該事業所内保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該事業所内保育事業者により保育の提供を受けていた地域利用枠の利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。
- 2 前項の連携施設は、1施設で全てを行う必要はなく、複数設定しても差し支えない。
 - 3 利用定員が20名以上の事業所内保育事業（以下、「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者にあつては、省令第45条に基づき、連携施設の確保に当たって本条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（建物及び設備の基準）

第7条 保育所型事業所内保育事業及び利用定員が19人以下の事業所内保育事業（以下「小規模型事業所内保育事業」という。）の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令並びに関係規程の定めるところに従うものとする。また、省令第5条第5項及び第6項の規定に基づき、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払い、次の区分に応じた設備を有し、適切に運営すること。

類型	区分	要件
保育所型事業所内保育事業	乳児室又はほふく室	条例第10条及び省令第43条第3号に基づき、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡の面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
	保育室又は遊戯室	省令第43条第6号に基づき、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡の面積を保育に有効な面積として確保すること。また、条例第11条に基づき、手洗い設備を設けること
	屋外遊戯場	省令第43条第6号に基づき、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡の面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
	調理室	省令第16条に基づき搬入する場合を除き、省令第43条第5号に基づき「調理室」を設置すること。
	便所	条例第11条第1項に基づき、便所には保育室用とは別に専用の手洗設備が設けられていること。また、保育室等と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。

小規模型事業所内保育事業	乳児室又は ほふく室	省令第 48 条に基づき、省令第 28 条第 2 号を準用し、乳児又は満 2 歳未満の幼児 1 人につき 3.3 m ² の面積を、保育に有効な面積として確保すること。
	保育室又は 遊戯室	省令第 48 条に基づき、省令第 28 条第 5 号を準用し、保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m ² の面積を、保育に有効な面積として確保すること。条例第 12 条に基づき手洗い設備を設けること。
	屋外遊戯場	省令第 48 条に基づき、省令第 28 条第 5 号を準用し、屋外遊戯場の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m ² の面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
	調理設備	省令第 16 条に基づき搬入する場合を除き、条例第 12 条に基づき、乳児又は満 2 歳に満たない幼児が「乳児室又はほふく室」から又は「満 2 歳以上の幼児」が「保育室又は遊戯室」から容易に立ち入ることがないように、「乳児室又はほふく室」又は「保育室又は遊戯室」と壁・板等で区画されていること。
	便所	条例第 12 条に基づき、便所には保育室用とは別に専用の手洗設備が設けられていること。また、保育室及び調理設備等と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。

- 2 条例第 4 条第 1 項及び要綱第 2 条第 2 項に基づき、新築又は室内改修を行った室内で保育を行う場合、別表 1 に定める室内化学物質対策実施基準に基づき室内化学物質対策を実施すること。
- 3 昭和 56 年 6 月 1 日以前に建築された建物の場合、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造等の建築物にあっては l_s 値が 0.6 以上かつ q 値が 1.0 以上、木造の建築物にあっては l_w 値が 1.0 以上であることが確認された建物であることを証明するよう努めること。
- 4 省令第 43 条第 8 項及び第 48 条に基づき、利用乳幼児の処遇を行う部屋（以下、「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、前項のほか、次の（1）から（2）まで、及び（6）の要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- （1）建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- （2）保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

- (3) 前項に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。
 - (4) 事業所内保育事業所の調理室等（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と事業所内保育事業所の調理室等の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
 - イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室等の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (5) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 5 条例第 11 条第 2 項及び第 12 条より、前項（2）に定められた 2 以上の施設への経路に重複部分がある場合、その重複部分の距離は、各施設までの距離の 2 分の 1 未満の距離とする。
- 6 通路や避難路等は、速やかな避難のため、幅 1m 以上を確保するよう努めること。

（食事）

- 第 8 条 事業所内保育事業者は、省令第 15 条に基づき、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該事業所内で調理する方法（省令第 10 条の規定により、当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 事業所内保育事業者は、省令第 15 条第 2 項に基づき、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 省令第 15 条第 3 項に基づき、食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 省令第 15 条第 4 項に基づき、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 事業所内保育事業者は、省令第 15 条第 5 号に基づき、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

- 第 9 条 省令第 16 条に基づき、次の各号に掲げる要件を満たす事業所内保育事業者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し事業所内保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業所内保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所内保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業所内保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該事業所内保育事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

と。

- (3) 調理業務の受託者を、当該事業所内保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、省令第 16 条第 2 項に基づき、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 省令第 6 条に基づく連携施設
- (2) 当該事業所内保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

（保育時間・休所日）

- 第 10 条 事業所内保育事業は、省令第 46 条及び第 48 条による省令第 24 条の準用に基づき、原則として一日 8 時間以上の開所とし、利用乳幼児の保護者と利用時間を定めるものとする。
- 2 地域利用枠を利用する乳幼児に対する休所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日、並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間とする。

（保育内容等）

- 第 11 条 事業所内保育事業における保育は、省令等に定められるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 事業所内保育事業者は、条例第 4 条第 2 項及び要綱第 3 条に基づき、利用乳幼児の健康の保持及び確保においては、十分に留意し、別表 2 に定める乳幼児突然死症候群への対策を行うこと。また、実施した記録を取る。
 - 3 事業所内保育事業者は、条例第 5 条に基づき、利用乳幼児の食事の調理、調乳、食事介助に携わる者に対し、月 1 回以上検便を行うこと。

（健康診断結果等の把握）

- 第 12 条 事業所内保育事業者は、省令第 17 条第 4 項に基づき、事業所内保育事業の職員の健康診断については、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。常勤、非常勤を問わず、調理・調乳等への従事職員の健康診断及び検便の結果を把握していること。

（職員）

- 第 13 条 事業所内保育事業の職員について、法第 18 条の 4 に定める保育士（以下、「保育士」という。）、保育従事者、調理員、嘱託医等の配置基準は、省令第 44 条及び第 47 条に規定する人数とする。
- 2 前項の職員のほか、条例第 11 条及び第 12 条に基づき、事業所内保育事業所に管理者を置く。管理者は、常勤の保育士として児童福祉事業（保育に係るものに限る。以下同じ。）に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、当該事業所保育事業所の運営管理の業務に専ら従事する者とする。
 - 3 小規模型事業所内保育事業が、公定価格による委託費の給付（以下、「公定価格の支払い」という。）を受ける場合において、省令第 47 条第 2 項に基づき算出した保育従事者の数と、同数以上の保育士が従事する場合（内 1 名に限り、省令第 47 条第 3 項に基づき、当該事業所内保育事業に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という。）を、保育士とみなすこ

とができる。)は、「小規模A型事業所内保育事業」とする。算出された保育従事者の数のうち、半数以上の保育士が従事する場合(内1名に限り、省令第47条第3項に基づき、看護師等を保育士とみなすことができる。)は、「小規模B型事業所内保育事業」とする。

- 4 保育所型事業所内保育事業の職員配置において、省令第44条第3項に基づき、同条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、看護師等を一人に限り、保育士とみなすことができる。
- 5 事業所内保育事業所において、管理者を除いた保育に従事する職員は、原則常勤職員とする。また、公定価格の支払いを受ける場合、前4項に規定する職員の他に、次の職員を配置すること。
 - (1) 保育所型事業所内保育事業所は、常勤保育士1名を配置すること。保育標準認定を受ける子どもがいる場合は、さらに常勤保育士1名を配置すること。
 - (2) 小規模A型事業所内保育事業者は、保育標準認定を受ける子どもがいる場合、非常勤保育士を配置すること。
 - (3) 小規模B型事業所内保育事業者は、保育標準認定を受ける子どもがいる場合、非常勤保育従事者を配置すること。
- 6 事業所内保育事業者が公定価格の支払いを受ける場合、定員41人以上の事業所内保育事業所は、省令の規定も含め、合わせて2名以上の調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第9条に規定する搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- 7 事業所内保育事業において、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成10年2月18日児発第85号)」に基づき、次の条件を全て満たす場合には、保育士又は保育従事者の定数の一部に短時間勤務(1日6時間以上かつ月20日以上ではない勤務)の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てることができる。
 - (1) 学級担任は、原則として常勤専任の保育士であること。
 - (2) 常勤の保育士が各組に1人以上(乳児を含む組やグループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。
 - (3) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。
- 8 小規模A型事業所内保育事業及び保育所型事業所内保育事業の職員配置においては、前7項のほか、次のとおりとする。
 - (1) 省令附則第7条及び第9条より、必要な保育士の算出に当たり、省令第29条第2項又は第44条第2項より算出した保育士数(以下、「必要保育士数」という。)の3分の2以上の常勤保育士(前項、第3項及び第4項による常勤保育士とみなす者は含まない)を配置している場合、幼稚園教諭又は小学校教諭若しくは養護教諭(以下「幼稚園教諭等」という。)の普通免許状を有する者を保育士としてみなすことができる。ただし、保育経験のない幼稚園教諭等は、区が指定する研修の受講を修了していることを条件とする。
 - (2) 省令附則第8条により、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、必要保育士数の算定については、「認可保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日9福保子推第1047号)」の第2の4(1)の(エ)、(カ)、及び(ク)から(サ)までの基準を準用し、この基準を満たして配置した「都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を、保育士としてみなすことができる。ただし、省令附則第9条に基づき、必要保育士数の3分の2以上の常勤保育士(前号及び前項による保育士とみなす者、並びに第3項及び第4項における看護師等は含まない)を置かなければならない。

(賠償体制の整備)

第14条 事業所内保育事業者は、府令第50条による府令第32条の準用により、利用者に対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に速やかに損害賠償を行うため、事業を開始する前までに、賠償保険加入等の体制を整えなければならない。

(重要事項説明等及び同意)

第 15 条 事業所内保育事業者は、府令第 38 条の規定に基づき、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程、連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 前項の運営規程に定める内容は、省令第 18 条、第 20 条、第 21 条の規定もふまえ、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由およびその額
- (6) 年齢別の利用定員（地域利用枠と従業員枠に分けた定員とする）
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) 秘密保持
- (12) 個人情報の保護
- (13) 苦情対応（対応窓口の設置と利用者への明示、結果の公表までを含む）
- (14) 保育の運営に関する重要事項

(事故・感染症等の報告)

第 16 条 事業所内保育事業者は、「特定教育・保育施設等における事故の報告について（26 福保子第 2983 号平成 27 年 3 月 27 日）」および「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について（26 福保子第 2984 号平成 27 年 3 月 27 日）」に基づき、死亡事故や治療に 30 日以上を要すると予想される事故等が発生した場合、又は重篤な事故に直結するような事件・事故、重篤な感染症若しくは食中毒が発生した場合、速やかに区へ報告すること。

(記録の保存期間)

第 17 条 事業所内保育事業者が第 11 条第 2 項に基づき行った利用乳幼児の睡眠中の様子や呼吸の確認等の記録の保存期間は、府令第 49 条第 2 項に基づく書類の保存期間と同一とする。

2 第 11 条第 3 項に基づき行った職員の検便結果の記録の保存期間は、前項の期間と同一とする。

(会計の区分と報告)

第 18 条 事業所内保育事業者は、府令第 33 条を準用し、事業所内保育事業者は、当該事業所内保育事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

2 事業所内保育事業者は、当該事業について、会計年度終了後 3 ヶ月以内に、区へ予算及び決算の報告を行うこと。

(事前協議)

第 19 条 葛飾区内で事業所内保育事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、認可申請にあたり、区と事業計画を含めた協議をするものとする。

(審査基準)

第 20 条 事業所内保育事業において、法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げる（1）及び（2）のいずれ

れも満たすものであることとする。

- (1) 事業所内保育事業の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有すること。又は、不動産の貸与を受けて事業所内保育事業を運営する場合、第23条の要件をすべて満たすこと。
 - (2) 当該事業所の事業に要する資金とは別に、事業所内保育事業の給付費等2ヶ月分に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- 2 申請者が法人の場合、次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 過去3か年の決算書において2年以上赤字決算となっていないこと。
 - (2) 監査結果報告書において重大な指摘事項がないこと。

(社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について)

第21条 「家庭的保育事業等の認可について(顧児発1212第6号平成26年12月12日。以下「6号通知」という。)」により、社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による認可申請について、社会福祉法人等以外の者が事業所内保育事業の認可申請を行う場合、以下の内容を満たすこと。

- (1) 当該事業所内保育事業を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)を参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると区が認めること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、事業所内保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (2) 当該事業所内保育事業の経営者(経営担当員(業務を執行する社員、取締役執行又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ)が社会的信望をすること。
- (3) 当該事業所内保育事業を行うにあたり、次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。
 - ア 実務を担当する幹部職員が保育所等に2年以上勤務した経験を有する者であるか、又はこれと同等の能力を有すると認められる者か、若しくは、経営者に社会福祉事業について知識経験を有するものを含むこと。
 - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずるものを含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(事業所内保育事業の運営に関し、当該事業所内保育事業の相談に応じ、又は意見を述べる委員会を言う。)を設置するよう努めること。
 - ウ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (4) 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと

(社会福祉法人等以外の者による認可の際の条件)

第22条 6号通知により、社会福祉法人等以外の者による事業所内保育事業の認可については、次の条件を付すものとする。

- 1 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 府令第50条により準用された府令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、事業所内保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別表3の借入金明細書、及び別表4の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。
- 4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、事業所内保育事業を経営する事業に係

る現状報告書を添付して、区長に対して提出すること。

- (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算表又は損益計算表など、会計に関し区が必要と認める書類
- (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、事業所内保育事業を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを掲載)別表 3 の借入金明細書、別表 4 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

(不動産の貸与を受けて運営する事業所内保育事業の認可の基本方針)

第23条 不動産の貸与を受けて事業所内保育事業を運営する場合は、事業等を営む者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 安定的に賃借料を支払い得る財源の確保のため、当該事業所内保育事業の給付費等 2 か月分相当の他に、当該事業所内保育事業を行う場所の賃借料 6 か月分の資金を有していること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が、賃貸契約書において 10 年以上ある、又はそれと同等と区が認める場合であること。

(認可申請)

第24条 第19条の結果を踏まえ、申請者は、規則第36条の36第1項、第2項及び細則第30条第1項の規定により、家庭的保育事業等認可申請書に、別表5に掲げる書類を添付し、認可を受けようとする日の1月前までに区長へ提出するものとする。

(認可)

第25条 区長は、前条の規定により申請された事業所内保育事業の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

- 2 区長は審査の結果、当該事業所内保育事業の運営を認可する場合は細則第30条第2項の規定により、家庭的保育事業等認可通知書にて申請者に通知するものとする。
- 3 当該事業所内保育事業の運営を認可しない場合は細則第30条第3項の規定により、家庭的保育事業等不認可通知書にて申請者に通知するものとする

(内容変更の手続)

第26条 事業所内保育事業者は、認可内容のうち認可を受けた事業所内保育事業者に大きく関する事項(定員、事業規模等)の変更をしようとする場合は、あらかじめ区長に協議するものとする。定員を減ずる場合、定員減の6か月以上前に区長に協議するものとする。

- 2 地域利用枠の定員の変更については、原則として、変更予定日の前年度8月末までに区と協議すること。
- 3 事業所内保育事業者は、事業所内保育事業を行う場所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは管理者を変更しようとする事業所内保育事業者は、細則第30条第4項の規定により、家庭的保育事業等変更届に第24条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更しようとする日の1月前までに区長へ提出するものとする。
- 4 事業所内保育事業者は、事業所内保育事業者及び事業所内保育事業の名称、種類及び位置に変更があったときは、細則第30条第4項の規定により、家庭的保育事業等変更届に、第24条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に区長へ提出するものとする。ただし、あらかじめ変更が見込まれる場合にあっては、変更前に区長と協議するものとする。

(廃止・休止)

第27条 事業所内保育事業の廃止・休止については、その公共性から、事業所内保育事業の設置者は、原則として廃止又は休止しようとする年度の前年度7月末までに区長と協議すること。その上で、当該事業を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第34条の15第7項、規則第36条の37、細則第30条第5項の規定により、家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の3か月前までに区長へ提出するものとする。

- (1) 利用乳幼児の処遇(児童の受け入れ先など)
- (2) 廃止の場合は財産処分 of 具体的方法
- (3) 廃止の場合は職員の退職後の状況
- (4) 休止の場合は休止の予定期間

2 区長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は家庭的保育事業等廃止(休止)承認通知書により、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止(休止)不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 休止の承認を受けた事業所内保育事業者が事業を再開するときは、区へ届け出るものとする。

(確認等の手続)

第28条 事業所内保育事業において、支援法第43条第1項の規定による確認、同法第47条の規定による確認内容の変更、又は同法第48条の確認の辞退に関する手続は、認可等の手続と併せて行うものとする。

(指導検査)

第29条 区長は、葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導検査等実施要綱(27葛子育第337号平成27年7月2日区長決裁)に従い、事業所内保育事業者に対し、原則として毎年指導検査を行うものとする。

(事業所内保育事業者に対する措置)

第30条 区長は、前条の検査等により事業所内保育事業の設備又は運営等が関係法令等に規定する水準に達していない場合、法第34条の17第3項の規定による改善の勧告又は命令を申請者に通知するものとする。

2 区長は、事業所内保育事業者が関係法令等に規定する水準に達していない場合、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 法第34条の17第3項の規定による勧告及び改善命令、支援法第51条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による改善命令
- (2) 法第34条の17第4項の規定による事業所内保育事業の制限又は停止の命令、支援法第52条第1項の規定による確認の取消し又は確認の効力の停止

付 則

- 1 この要領は、平成30年10月31日から施行する。
- 2 省令附則第3条により、連携施設については、平成32年3月31日までの間、確保しないことができる。

別表1 (条例第4条第1項、要綱第2条関係)

室内の化学物質対策

区分	内容
実施内容	事業所内保育事業者（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令省61号）第42条に規定する事業所内保育事業者をいう。以下同じ。）は、事業所内保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の室内の化学物質濃度の測定を第三者の専門検査機関に依頼し、室内の安全性を確認する。当該測定は、室内に什器等を設置した状態で実施することが望ましい。事業所内保育事業を開始した後であっても、室内の環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合は、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の揮発性有機化合物のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの6種
検査機関	室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（平成12年6月30日生衛発第1093号厚生省生活衛生局長通知）に定める標準的測定方法（以下この表において「標準的測定方法」という。）により検査できる機関
測定方法	標準的測定方法によること
	日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60センチメートル、乳児は床上30センチメートルなど、乳児及び幼児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。
	測定の際は、換気装置を停止させること。ただし、常時稼働させる必要がある換気装置については、この限りでない。
	窓際、出入口及び送風口付近で測定することは避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。
測定結果及び再検査	100平方メートル以下の事業所内保育事業所においては、乳児室及び保育室において1箇所測定し、100平方メートルを超える事業所内保育事業所においては、乳児室及び保育室において最低2箇所測定すること。
	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の室内濃度指針値（以下この表において「指針値」という。）以下であることを確認すること。
	指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じた後、この要綱に従い再検査を行い、事業所内保育事業を開始し、又は再開する2週間前までに指針値以下であることを確認すること。
事業開始までの注意点	測定結果及び対策状況について、区長へ報告すること。
	化学物質の低減のため、事業所内保育事業所の竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。
	換気装置の使用、定期的な窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。

別表2 SIDS対策（条例第4条第2項、要綱第3条関係）

乳幼児突然死症候群の防止対策

区分	内容
実施内容	事業所内保育事業者は、乳児及び幼児の睡眠時における注意点等を遵守し、睡眠中の乳児及び幼児の状態をきめ細かく確認する。確認した結果は、乳児及び幼児別に記録を取る。
睡眠時の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 照明は乳児及び幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つこと。 2 厚着をさせすぎないこと。 3 暖房を効かせすぎないこと。 4 預け始めの時期は年齢に関係なく、特に注意して乳児及び幼児を一人一人確認してその内容を記録すること。 5 担当者を決め、乳児及び幼児のそばを離れないこと。
その他の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳児室、保育室等内での禁煙を徹底すること。 2 乳児又は幼児の保護者と緊密なコミュニケーションを取り、家庭での乳児及び幼児の様子や睡眠時の癖、体調等を聞き取り、事業所内保育事業所での様子を保護者に伝えるなどし、気になる事は双方で話し合い、対策を講じること。 3 事業所内保育事業者は、不測の事態に備え、緊急時対応マニュアルの整備、救急救命訓練研修等を事業所内保育事業所の職員に対して実施すること。
睡眠時の 確認項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝つきや睡眠時の姿勢 姿勢の記録のほか、姿勢を直した場合も記録すること。 医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝とすること。 2 顔色、唇の色等 3 呼吸の状態 鼻や口の空気の流れや音、胸の動き等を確認すること。 4 体温 体に触れて確認をすること。
確認間隔	1歳未満児 おおむね5分ごと
	1歳児及び2歳児 おおむね10分ごと

別表3 借入金明細書

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区分	期首残高①	当期借入金②	当期償還額③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還 予定額)	元金償還 補助金	利率%	支払利息		返済期限	使途	担保資産			
									当期支出額	利息補助 金収入			種類	地番又は 内容	帳簿価 額	
設備 資金 借入金						()										
						()										
						()										
						()										
	計			0	0	0	()	0		0	0					
長期 運営 資金 借入金						()										
						()										
						()										
						()										
	計			0	0	0	()	0		0	0					
合計			0	0	0	()	0		0	0						0

別表4 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		
基本財産(有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計		0		0		0		0		0		0		0	
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															
車両運輸費															
〇〇〇															
その他の固定資産(有形固定資産)合計		0		0		0		0		0		0		0	
基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)計		0		0		0		0		0		0		0	
将来入金予定の償還補助金の額															
差引															

別表5（第24条関係）
認可申請時に必要な書類

職員関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内保育事業所の職員の構成（様式第2号） 2 基準職員（第13条で規定された職員をいう。以下同じ。）及び基準職員以外の常勤職員全員の履歴書の写し 3 保育士登録証及び家庭的保育事業従事者研修受講証明等の写し 4 管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等） 5 嘱託医師の免許証の写し、又は連携施設との健康診断等の協定書の写し 6 保健師、看護師等を配置する場合には当該免許証の写し 7 幼稚園教諭等を配置する場合には当該免許状及び研修受講証明等の写し 8 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（ただし、基準職員以外の非常勤職員については不要） 9 連携施設等からの給食を搬入する場合は、搬入等の協定書の写し 10 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合は、調理業務委託契約書の写し
建物、その他の設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物・土地の状況（様式第3号） 2 施設の案内図及び配置図並びに建物の平面図（建物平面図が配置図を兼ねる場合省略可能） 3 保育室等からの避難経路を2つ以上示した平面図 4 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物建築時のものを含む。） 5 保育室等の採光及び換気等が建築基準法等の保育所の基準を満たしていることを証する書類 6 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による省令第43条第8項又は省令第48条の規定に基づき第28条第7号の規定を満たしていることを証する書類 7 土地及び建物の登記事項証明書（ただし、申請時に登記がなされていない場合は、登記後に送付すること。）又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し 8 第7条第2項に規定する基準に基づき実施した場合、その測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるもの） 9 第7条第3項に該当する建物に当該事実を客観的に確認できる書類がある場合、その書類。
営方針 保育事業の運	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程 2 就業規則（給与規程等を含む。） 3 重要事項説明書（利用のしおり等） 4 賠償責任保険加入を証する書類等の写し 5 連携施設の名称・所在地・設置者等及びその連携内容を証する書類
申請者の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 代表者の履歴書 2 法人の印鑑登録証明書と登記事項証明書 4 定款又は寄附行為の写し 5 法第34条の15第3項及び支援法第52条第2項に関する誓約書 6 資金計画書 7 当該事業所内保育事業の今後5年間の収支計画書 8 直近3年度分の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの） 9 法人全体の今後5年間の収支（損益）予算書 10 申請者の今後5年間の借入金等返済計画（借入金がない場合不要） 11 新規設立法人の場合、開始貸借対照表及び仮決算書 12 残高証明書（認可申請書の提出期限の1月前以降の時点のもの） 13 直近年度の法人税納税証明書 14 その他区長が必要と認めるもの